

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文  
 ○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（高年齢者等職業安定対策基本方針）          第六条（略）          2 高年齢者等職業安定対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。          一（略）          二 高年齢者の雇用の機会の増大の目標に関する事項          三 〓六（略）          3 〓5（略）</p> <p>（高年齢者雇用確保措置）          第九条（略）          2 継続雇用制度には、事業主が、特殊関係事業主（当該事業主の経営を實質的に支配することが可能となる関係にある事業主その他の当該事業主と特殊の関係のある事業主として厚生労働省令で定める事業主をいう。以下この項において同じ。）との間で、当該事業主の雇用する高年齢者であつてその定年後に雇用されることを希望するものをその定年後に当該特殊関係事業主が引き続き雇用することを約する契約を締結し、当該契約に基づき当該高年齢者の雇用の確保する制度が含まれるものとする。</p> <p>（公表等）          第十条（略）</p>	<p>（高年齢者等職業安定対策基本方針）          第六条（略）          2 高年齢者等職業安定対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。          一（略）          二 高年齢者（六十五歳未満の者に限る。）の雇用の機会の増大の目標に関する事項          三 〓六（略）          3 〓5（略）</p> <p>（高年齢者雇用確保措置）          第九条（略）          2 事業主は、当該事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、前項第二号に掲げる措置を講じたものとみなす。</p> <p>（指導、助言及び勧告）          第十条（略）</p>

厚生労働大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

附 則

(削除)

(削除)

(新設)

附 則

(高年齢者雇用確保措置に関する特例等)

第四条 次の表の上欄に掲げる期間における第九条第一項の規定の適用については、同項中「六十五歳」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	六十二歳
平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	六十三歳
平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	六十四歳

2 | 定年(六十五歳未満のものに限る。)の定めをして  
いる事業主は、平成二十五年三月三十一日までの間、  
当該定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は改善その  
他の当該高年齢者の六十五歳までの安定した雇用の確  
保を図るために必要な措置を講ずるよう努めなけれ  
ばならない。

第五条 高年齢者雇用確保措置を講ずるために必要な準  
備期間として、高年齢者等の雇用の安定等に関する法  
律の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三号)  
附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算し  
て三年を経過する日以後の日で政令で定める日までの  
間、事業主は、第九条第二項に規定する協定をするた  
め努力したにもかかわらず協議が調わないときは、就  
業規則その他これに準ずるものにより、継続雇用制度

(削除)

の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入することができる。この場合には、当該基準に基づく制度を導入した事業主は、第九条第一項第二号に掲げる措置を講じたものとみなす。

2| 中小企業の事業主（その常時雇用する労働者の数が政令で定める数以下である事業主をいう。）に係る前項の規定の適用については、前項中「三年」とあるのは「五年」とする。

3| 厚生労働大臣は、第一項の政令で定める日までの間に、前項の中小企業における高年齢者の雇用に関する状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、当該政令について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（事業主による高年齢者等の再就職の援助等に関する経過措置）

第六条 第十五条から第十七条までの規定の適用については、平成二十五年三月三十一日までの間は、第十五条第一項中「解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他これに類するものとして厚生労働省令で定める理由（以下「解雇等」という。）」とあるのは「定年、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他の厚生労働省令で定める理由」と、第十六条第一項中「解雇等」とあるのは「前条第一項に規定する理由」と、第十七条第一項中「解雇等により」とあるのは「解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他これに類するものとして厚生労働省令で定める理由（以下「解雇等」という。）により」とする。